

支え合いの移動手段に利用できる！

陸前高田市社会福祉協議会

車両貸出

のお知らせ

車両貸出のご案内

車両貸出は、2名以上で、地域福祉活動に準ずる内容であれば誰でも無料で利用が可能です。

ただし、利用料金は無料ですが利用後、燃料費は直接払っていただき、給油して返却していただきます。

なお、運転手はつきませんので、利用者側で運転手の手配をお願いいたします。

利用申込につきましては、お住いの地区コミュニティ推進協議会に「車両利用申請書」と「車両の利用に伴う約束」の必要書類を提出してください。

申込は利用日の1か月前までとなります。



貸出車両「ニッサンセレナ」



↑車内の様子
7人が乗車可能です。

近所の人が移動に困っているけど、自分の車じゃちょっと荷が重い。

地域で支え合い交通手段を作りたいけど、車両の管理費などが捻出できない！

対象について

- ・経済的理由により、外出する手段が無い方への支援や地域の支え合いを作るための利用。
- ・公共交通機関の社会資源が利用できない明確な理由があること。
- ・運転のための市民ボランティアに登録すること。

利用について

- ・利用人数は2名から。
- ・1回の走行距離は片道20kmまで。

社会福祉法人

陸前高田市社会福祉協議会

陸前高田市高田町字太田511番地

電話 : 0192-54-5150

FAX : 0192-54-4775

メール : info@rikutakashakyo.jp

裏面のQ&Aも
ご覧ください。



陸前高田市社会福祉協議会

車両貸出事業 Q & A

1 申請について

Q1：なぜコミュニティ推進協議会に提出するのですか？

⇒ この事業は、支え合いなどの地域福祉を推進するための事業です。地域福祉を推進する上で、我々社会福祉協議会だけでなく、各地区を代表する組織であるコミュニティ推進協議会にも地域福祉事業を共有することで、協議体事業の発展など地域福祉の推進に寄与できると考えております。
また、各地区内からの申請を考えた場合、社会福祉協議会内の事務も煩雑となるため、各地区にご協力をお願いいたします。

2 利用について

Q2：観光や行楽のために利用できるのですか？

⇒ できません。通院や買い物、各種手続きなど生活に必要な支援を行うために実施します。

Q3：土日祝日も利用可能ですか？

⇒ 社会福祉協議会の営業日のみとなり、平日午前8時30分から午後4時30分までの利用となります。

Q4：経済的理由により、バス・タクシーが使えないということはどのように確認するのですか？

⇒ 基本的な考え方として、バスやタクシーを利用できる方をこの事業に該当させると、経済の循環を阻害するだけでなく、陸前高田市のタクシー券事業も利用されない形となってしまいます。一方で、収入要件をきっちりと縦割りにした場合、利用控えになり、利用したほうが良い人も遠慮してしまうような事態になりかねないため、収入要件の確認は行いませんが、上記内容を確認の上、倫理感に基づいたご利用をお願いいたします。

Q5：利用者が市民ボランティアに登録しなければならない理由はなぜですか？

⇒ 地域の住民さんのなかで、この事業を利用し、他の人のために運転を行う人は、我々社会福祉協議会としても、高齢化社会で移動手段を持たない方のボランティアニーズを解消する貴重な資源であると考えております。
そのため、この事業を通して活動される力を社会福祉協議会にもお貸しいただきたいと考えております。

Q6：運行対象地域の片道20kmとは具体的にどこまでですか？

⇒ 起点は社会福祉協議会事務所（高田町字太田511番地）となります。そこから20km圏内までいけるということになります。

【片道20km目安】

陸前高田市内全域、大船渡市（立根方面：大船渡東高校、日頃市方面：長安寺、赤崎方面：大船渡市漁業協同組合本所）住田町（イーガストすみた）、気仙沼市（シャークミュージアム）